

■2月1日 倉庫再編・業務体制整備

■平成30年度 乳成分・乳質格差金決定



理事6名(欠席3名)、監事3名の出席のもと、次の協議事項を審議決定した。

協議一 平成二十九年上期監事監査指摘事項に対する回答書

▼監事会から提出のあった「平成二十九年上期監査報告書」にかかる指摘事項に対する回答書(案)を総務委員会並びに生産委員会の諮問を決定した。

協議二 組織機構再編に伴う業務執行体制

▼平成三十年二月一日付けをもって、西部事業所及び久井倉庫の廃止、東部事業所は事業所機能をなくし、名称を東部倉庫に変更する組織再編の実施と機構図の変更を決定した。これに伴う倉庫運営体制は次のとおり。

■東部倉庫及び高宮ミルクボーイの運営体制

- ① 統括部署(指揮命令・労務管理・時間管理)・・・生産振興課
- ② 開所日(開所日は事前にくのうだより・HPに掲載し通知する)
- ③ 開所時間・・・午前八時四十五分から午後五時十五分

■東部倉庫・高宮ミルクボーイ運営体制

倉庫名	月	火	水	木	金	土	職員体制
東部倉庫	○	×	○	×	○	×	2名
高宮MB	×	○	×	○	○	×	2名又は1名

(就業規則に係る休憩時間、正午から一時を除く)

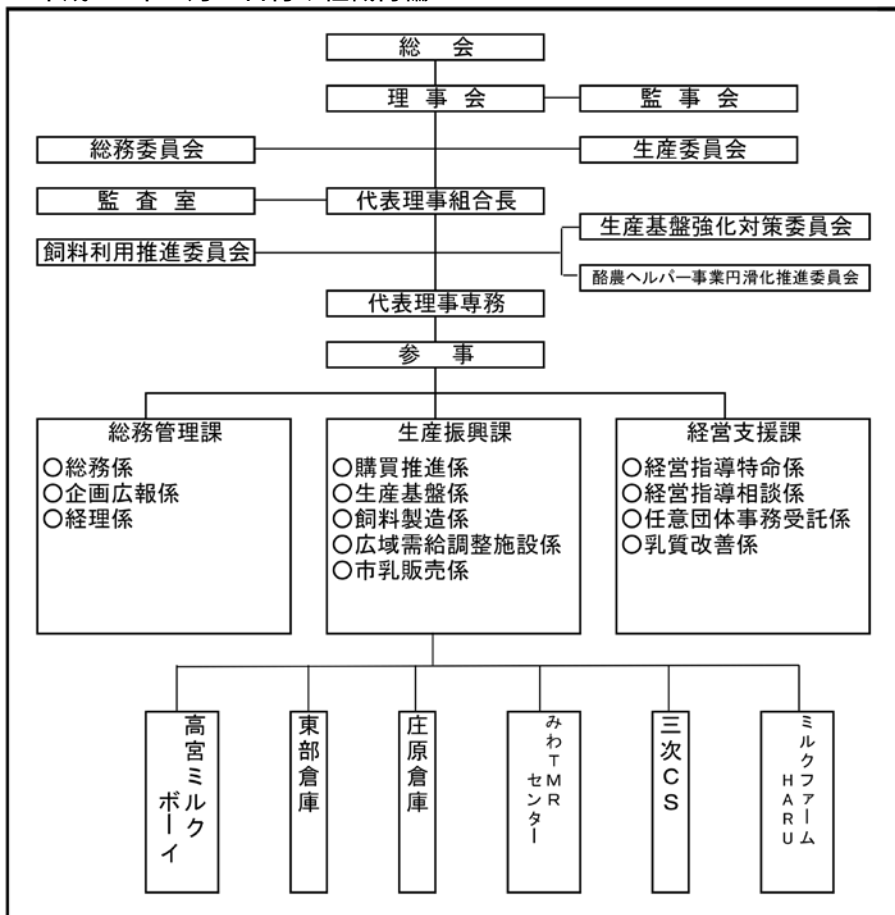
④ 労務管理体制

⑦ 倉庫担当者は、生産振興課職員二名が原則対応し、それぞれの倉庫において正・副倉庫担当を設ける。⑧ 何れか一名は本所朝礼に出席し、職員間の情報共有を図り、組合員への情報提供を行う。

⑨ 二つの倉庫が同時開所日となる金曜日や倉庫担当者の有給休暇取得、緊急時の場合は、生産振興課

所属の倉庫統括担当者が課内、経営支援課と調整のうえ、本所からの応援体制を整備する。⑤ 勤務場所は本所事務所とし、午前八時四十五分の開所、午後五時十五分の閉所への対応を図るため、各倉庫への通勤や移動において、勤務場所が日々変化することから、倉

■平成30年2月1日付け組織再編



庫への直接出勤として公用車を使用する。

⑤職場環境の改善…倉庫業務において通信環境を整備し、効率的業務環境の改善を図る。

⑥現金…現金在庫は置かず釣銭対応のため、小口現金を担当職員の仮払金で対応する。

協議三 組織機構再編に伴う諸規程類の変更

▼平成三十年二月一日付けで実施する組織機構再編に伴い、平成三十年二月一日付けをもって、関係諸規程等を変更した。その他の規程整備を要する事項を併せて変更のうえ、軽微な字句補

正や訂正等は組合長一任を決定した。▼ただし、定款に定める「従たる事務所」の文言削除においては、総会議決を要することから次回通常総会に諮るものとする。

■変更した諸規程等

- ①規程類管理規程、②業務執行規程、③経営管理規程、④事業所管理規程、⑤公印管理規程、⑥文書取扱規程、⑦人事考課等規程、⑧飼料製造・飼料供給危機管理規程、⑨貸付金貸出規程、⑩貸付金業務取扱要領、⑪抗生物質等検査実施要領、⑫債権保全推進班設置要領、⑬生乳生産管理チェックシートの記帳記録実施要領、⑭員外利用料金設定要領、⑮酪農経営にかかる特定疾病等に伴う生乳廃棄損害補填金(見舞金)交付要領、⑯3M事業にかかる疾病事故等リスク保全策(見舞金等)交付要領、⑰慶弔見舞規程、⑱組合員等に対する慶弔見舞についての細則。

協議四 役員賠償責任保険制度への加入更新

▼同制度の加入は、山陽乳業(株)の子会社化の経営判断を機に平成十八年一

月二十日開催の第十回理事会での決議後、毎年一年間の契約期間満了による更新手続きを行ってきた。

▼今後の課題は、TMRセンターやWCS収穫機器等の機器更新や運営判断、重点指導対象組合員への融資を含む支援対応、若齢預託事業への投資判断など、様々な組織運営における経営判断が想定される状況から、役員における執行責任におけるリスク補充として、次のとおり継続加入を決定した。

- ①加入保険…役員賠償責任保険制度、②加入先…あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、③加入期間…平成三十年二月二十五日から一年間、④保険掛金…八十一万円(前年度掛金八十二万円)、⑤支払限度額…一請求及び保険期間中一億円(免責自己負担額は一名につき十万円、一請求につき百万円)、⑦保険料負担…全額組合員負担(雑費処理)。

協議五 平成三十年度乳成分格差金並びに経費控除単価の設定

▼平成三十年四月一日施行の「畜産経営の安定に関する法律(以下、「畜安法」という。))の改正に伴い、国からの

指導に基づき、生産者に対して、「平成三十年度生乳受託販売契約に係る重要事項確認書及び承諾書(以下、「確認承諾書」という。)」をもって説明にあたり、平成二十九年十二月時点における全ての生産者(当組合に属する生乳出荷組合員並びに公共機関等において生乳生産にあたる生産者)から生乳委託数量を含めた書面提出による確認・承諾を得た。

▼この結果、当組合が受託する平成三十年度生乳受託数量は四万六千四百八十六トンを見込むことが出来たことから、平成三十年度事業予算策定においても、生産者に求める経費負担の引き上げは避けることができ、組織運営に大きく支障が生じる可能性は低いものとして、平成三十年度の生乳受託販売事業にかかる乳成分値(乳脂肪率、無脂乳固形分率)の変動に応じる格差金の算定テーブル並びに生産者から徴収する生乳1kg当たりの経費控除単価を前年同様と決定した。

▼なお、平成二十九年年度まで用いていた「乳価構成」の名称を「乳成分格差金」として改めることを決定した。

協議六 平成三十年度衛生的乳質格差金体系の設定とその使用

▼平成三十年度から「衛生的乳質体系」の名称を「衛生的乳質格差金」として改め、このランク区分、徴収単価及び奨励措置は、何れも前年度同様の体系に決定した。

▼また、格差金徴収額を財源とした乳質改善事業に取り組み、この徴収額は前年対比約二十%の削減を目標に置き、依然として乳用雌牛の不足が続く中で前年度同様に育成牛の生産保留に重点を置いた対策を講じることを決定した。

協議七 中国生乳販連に対する乳成分格差金テーブル並びに衛生的乳質格差金体系の提案

▼中国生乳販連では、平成二十八年度から平成三十二年度を対象とした「生乳受託販売業務の合理化に係る業務推進計画(以降、「業務推進計画」)を掲げ、平成三十年四月一日の「乳量データ収集システム」の稼働を目指し、個人別の乳量管理と共に乳代精算事務の合理化を図るうえにおいては、同連

傘下会員での統一した「乳成分格差金テーブル」並びに「衛生的乳質格差金体系」が優先課題として位置づけられ、平成三十二年度の運用を目指し、同連からの提案(たたき台)提示と共に会員段階での検討と意見が求められた。

▼これを受けて、当組合では去る十月十二日、一月十八日と二回に亘り生産基盤強化対策委員会を開催し、これらの意見を踏まえて、一月二十六日開催の理事会においての意見・要望を組織決定したことから、当組合の提案が同連の定める格差金統一基準となるよう提案することを決定した。

協議八 細菌数格差金の設定に関する指摘への対応

▼組合員一名から「当組合と交わす生乳受託販売契約において受託生乳の品質規格では細菌数の規格内容を三十万/ml以下のものと示しているにも関わらず、当組合の定める衛生的乳質格差金体系では十万以上三十万未満においては格差金一円を設定し徴収しているため、生乳受託販売契約に示す品質規格との整合性に欠けるのではないかと」の指摘を受けた。

▼協議にあたっては、一月十八日開催の第三回生産基盤強化対策委員会での次の意見を踏まえ審議した。

〔委員会での取りまとめ内容〕

▼当組合の衛生的乳質格差金の設定は、過年度において生産基盤強化対策委員会・生産委員会への諮問及び理事会で「消費者に安全・安心な牛乳を届けること」を目的とする視点から審議のうえ決定し、平成七年四月には「優良乳質出荷者表彰に関する例規」を設け、この審査基準での細菌数値は十万/ml以下と定めている。特に細菌数値は体細胞数値とは異なり、その発生要因は、バルククーラーや搾乳機器等の洗浄不足で高い数値を示すケースが多く、改善も速やかであり、現状においても十万個/mlの生乳出荷者も多い。

▼従って、細菌数格差金体系は、消費者に対する良質乳出荷を推奨するための組合独自の対応であり、指摘された組合員に対して、これら内容を理解頂けるよう丁寧な説明にあたるべきである。

▼以上、理事会では委員会からの意見

を妥当として、前述の内容をもって対応を決議した。

協議九 Jミルク育成導入事業に係る3M事業29の取扱い

▼平成二十九年七月七日開催の第五回理事会において、生乳需要期対応酪農経営向上対策事業(3M事業29)の利用希望者を決定した。

▼この内(一社)Jミルクの「酪農乳業産業基盤強化対策事業」での乳用牛資源緊急確保事業による豪州産育成牛の導入には、組合員一名から豪州産育成牛十頭の利用申請があり、集畜・隔離施設等が整備され、且つ、防疫面で広島県(畜産課)と現地確認を受けて認められれば実行する条件を付し、その確認後、平成二十九年十二月二十日に組合員一名の牧場に十頭が帰着した。

▼これら輸入牛の取り扱い上の課題としては、(一社)Jミルクが行う酪農乳業産業基盤強化対策事業は三年間とした緊急かつ短期間での継続事業であり、隔離施設の問題や牛ヨーネ病等、防疫面の問題、輸入牛の能力への懸念等から、今後も継続して、組合員の事業利用が不透明である状況を鑑みて、

現行の「生乳需要期対応酪農経営向上対策事業実施要領」の要領変更は行わず、これに準じた対応と決定した。

▼経理処理においては、現行の3M事業では固定資産「大家畜」に計上するが、この案件は、資産勘定「導入家畜仮払金」にて処理することとした。

協議十 乳用牛導入事業及び北海道預託事業に係るEBL抗体陽性牛への見舞金措置

一 3M導入牛並びに預託牛の帰着に伴うEBLの抗体陽性状況

▼生乳需要期対応酪農経営向上対策事業(3M事業29)の取り組みにあたって、去る七月七日開催の第五回理事会にて、その導入期間は平成三十年三月までと定めた中で、利用希望者八名五十三頭の利用を決定した。この内十二月末日現在で四十三頭の帰着を終え、また、全酪連北海道預託事業(買戻事業)では四十四頭が帰着した。

▼帰着した八十七頭の対象牛の内、EBL抗体検査において陽性判定となった対象牛頭数は二頭であった。

▼北海道預託事業の取り組みにおいては、県内から北海道の牧場に預け入れ

る前にEBL検査を実施し、抗体陰性牛のみを同事業の対象牛として取り扱ってはいるものの、北海道側の受入先牧場では他道府県からの未検査牛との混在飼養となるため、EBL抗体陽性牛として帰着する状況は後を経たない。

▼こうした現状を踏まえて、当組合は全酪連に対して抗体陽性牛が発生した受入先牧場から、EBL清浄農場への預託を強く申し入れてはいるが、同連側では、受入先の確保が困難な状況と述べ、その実現に至っていない。

二 EBL抗体陽性見舞金の財源確保
過年度同様の見舞金交付を前提として、財源を全酪連「事業特別推進費(導入牛奨励金)」の三百万円相当額の一部を充当することを決定した。

三 見舞金交付単価基準

①北海道預託牛・購買価格の10%以内、②3M事業29導入牛・購買価格の1/3以内・上限十七万円、③見舞金交付対象組合員

▼見舞金交付は、平成二十九年度末で整理し、平成三十年三月分の受託販売生乳代金の精算に併せた加算による方法での見舞金交付を決定した。

協議十一 酪農ヘルパー業務委託要領並びに酪農ヘルパー業務委託費支払細則の一部変更

▼酪農ヘルパー事業の業務執行にあたって、受益者である事業利用者の利用料負担を軽減し、酪農経営の継続・安定並びに生乳生産基盤を支えるため、独立行政法人農畜産業振興機構(以降、「機構」という。)が行う酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)に参加し、酪農ヘルパーが利用農家に赴くことで発生する出役経費の一部補填に充てている。

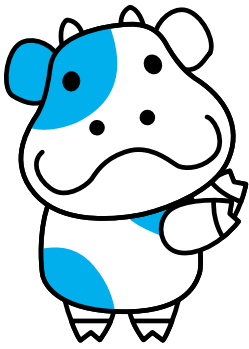
▼このほど機構から会計検査の受検において、この出役経費等に関する指摘があったとして、酪農経営支援総合対策事業に参加する該当団体等に対して出役経費の構成項目に関する規程の点検を行うよう通知を受けた。

▼会計検査院からの指摘の要点は、次のとおりである。

「酪農経営支援総合対策事業において、補助対象となる酪農ヘルパー員への出役調整経費のうち「車両借上料」と「燃料費」については、酪農ヘルパー事業を実施する組合が酪農ヘルパー員

への支給経費として明記する必要がある。単に算定根拠を整備しているだけでは、補助要件を満たしていないとの指摘とともに、「算定根拠」の明記に関して、単に「車両借上料」と規定している「単価」である場合、これに「燃料費」が含まれているかが不明確であり、「燃料費」は「補助対象外」となる。

▼この通知を受けて、会計検査院の指摘に該当する事案があるか無いかを精査したところ、「酪農ヘルパー業務委託要領」及び「酪農ヘルパー業務委託費支払細則」に定める契約書において、この「車両借上料」を「交通費」とする明記に止めており、この内訳を更に細分化していないことがわかったことから、「酪農ヘルパー業務委託要領」及び「酪農ヘルパー業務委託費支払細則」の一部変更を決定した。なお、施行日は平成二十九年十一月一日として遡及変更とした。



■報告事項

- ① JA全国監査機構一般監査報告書の受理
- ② 生産基盤強化対策委員会の報告
- ③ 平成三十年度生乳受託販売事業に向けた取組進捗状況第二回ひろらく若齢預託育成事業実行委員会の報告
- ④ 平成二十九年度生乳計画生産の進捗状況
- ⑤ 平成二十九年度飼料用稲WCSの収穫結果
- ⑥ 事業所等の施設一部解体撤去に係る入札対応等
- ⑦ 経営支援・重点指導対象組合員等の経営状況
- ⑧ 事業活動における業務執行状況
- ⑨ 日欧EPA(経済連携協定)・TPP11による国内農業への影響
- ⑩ 国による平成三十年度酪農関係予算措置の概要
- ⑪ 職員に対する年末賞与の支給

■生産基盤強化対策委員会で意見を求めた事項

- 1 平成30年度中国生乳販連への生乳受託数量の提出
- 2 平成30年度乳成分格差金テーブル並びに経費控除単価の設定
- 3 平成30年度衛生的乳質格差金体系の設定とその用途
- 4 細菌数格差金の設定に関する指摘への対応
- 5 運賃値上げ要望に対する対処

■報告事項

- 1 平成30年度生乳受託販売契約に係る重要事項確認書及び承諾書の回収状況
- 2 平成29年度生乳計画生産の進捗状況
- 3 平成29年度飼料用稲WCSの収穫報告
- 4 平成30年度農林水産関係予算概算要求の重点事項
- 5 平成29年度第4・四半期配合飼料価格等の状況
- 6 導入事業並びに預託事業の状況
- 7 日欧EPA(経済連携協定)・TPP11による国内農業への影響試算

平成30年
生乳受託数量確定
「格差金」あり方審議
燃料高騰・集送乳懸念



平成三十年度生乳受託取引状況を踏まえ、乳成分・乳質格差金の在り方に対する意見を求めるため、第三回生産基盤強化対策委員会(委員長 下岡正宏)を開催した。出席委員は十九名のうち十五名。協議内容は次のとおりであり、これら意見を踏まえ、理事会等で協議を深めることとした。

第三回生産基盤強化対策委員会

一月十八日 広酪本所会議室